

第3章

分野別基本計画

環境目標 1（自然環境）豊かな自然を次世代へ

人と自然が調和し地域資源を活かしたまちを

環境目標 2（生活環境）住みたい環境づくり

清流や野外で子どもたちが遊べるまちを

環境目標 3（資源環境・地球環境）資源循環、地球温暖化対策

環境にやさしいまちを

環境目標 4（意識の向上・活動への参加）環境意識体験と学習

人にも環境にも思いやりを

前章において、伊佐市の環境目標と進むべき方向性を決めました。本章では、その実現のため、それぞれの現状と課題を踏まえ、たうえで個別施策を設定します。また、設定においては、計画5年間の検証結果を踏まえ、取組内容の見直しも行っています。

本章に掲げる4つの環境目標は、一人ひとりが考え行動する実行力と、みんなで協力し合う協働の姿勢がなければ実現できません。

市民、事業者、行政が環境問題に対する共通の認識を持ち、目指すべき目標を共有しながら取り組んでいきます。



湯之尾全景



楠本川溪流自然公園



忠元公園

環境目標 1（自然環境）豊かな自然を次世代へ

基本方針1-1：自然景観

- ・伊佐市の豊かな自然景観を守る
- ・豊かな森林環境を認識し、森林を守り育てる



■ 森林整備

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○間伐に対する助成措置により森林環境を保全します。 ○認定林業事業者が作成する森林経営計画拡充の支援を行い、計画的に造林・間伐・伐採を行い、循環型経営の確立を図ります。 ○市有林の適正な運営と管理を図るため、森林整備事業等を計画的に実施します。 ○認定林業事業者の経営基盤の強化を進め、近代的、広域的な施業体制を確立します。 ○各種間伐補助制度を活用し、森林の健全な育成と適正な保全を推進します。 ○森林の適切な保全のため、伐採跡地の造林を推進します。 ○自然とのふれあいを通じた、みどりを守り育てる意識を高めながら、市民参加型のみどりづくりを促進します。 ○小学校校舎や市営住宅など、公共施設の建築工事において、地元産木材の更なる利用の拡大を推進します。 	林務課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民団体、事業者、行政と協働のもと、森づくりや環境保全活動に積極的に参加します。 ○森林の役割・大切さについて認識を深めます。 ○林業の担い手を応援します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や行政と協働のもと、森づくりや環境保全活動に積極的に参加します。 ○林業の担い手を支援します。 	

■ 地域の特性を活かした観光の推進

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○奥十曾溪谷、十曾池公園、曾木の滝公園、楠本川溪流自然公園、忠元公園、湯之尾滝公園等の適正な管理と保全を行います。 ○伝統的な祭りや地元根付くイベントを活かし、新たな観光資源の発掘とPRを更に推進します。 ○施設や公園をフルに活用し、体験型、滞在型観光・レクリエーション活動を推進します。 ○農を含めた観光資源の掘り起こしを進め、季節による市の風景をPRします。 ○観光資源を活用した観光ボランティアガイドの活用と養成を推進します。 ○田園風景を観光資源として活用します。 	地域振興課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○各種イベント活動へ積極的に参加し、様々な体験を通して観光資源に対する知識を深めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○各種ツーリズムなど環境ビジネス産業の支援、参加に努めます。 	

基本方針1-2：動植物

- ・動植物の生息、生育環境を保全



■多様な動植物の生息・生育環境の保全

主体	取組内容	
行政	○農業農村整備事業情報協議会において、メダカ、ホタル等の生態系に配慮した農業基盤整備の実施計画を立案し、計画に基づき工法等検討し事業を実施します。	農政課
	○外来生物に関する問題は、鹿児島県及び近隣自治体及び市の関係部署と協議して対応します。	環境政策課
	○鳥獣による農作物被害を未然に防止するため防護柵の導入を推進し、鳥獣が生息できるエリアの確保を考慮しながら、林産物と農作物の被害の軽減と農業経営の安定を図ります。 ○鳥獣による被害が確認された場合には、被害に応じて有害鳥獣駆除対策等を実施します。	林務課
市民	○外来種や園芸種は、適正な飼育・管理を行います。 ○ペットは、自然の中に逃がしたり、放流したりしません。	
事業者	○生物多様性に配慮し、自然や生き物にやさしい事業活動に努めます。 ○有害鳥獣の捕獲に協力します。	

●川内川流域における外来水草の増殖

鶴田ダムの保水湖である大鶴湖では、平成20年頃以降に外来水草のボタンウキクサやホテイアオイが度々確認されていましたが、令和元年8月以降に大増殖し令和元年11月には曾木発電所遺構付近まで覆う状態となりました。その後、鶴田ダム管理所を中心とした流域関係団体の駆除活動等により、令和4年度はほとんど確認されない状態まで収束しました。外来水草繁殖の起点となるのは上流域からの流入水草が原因です。外来水草は水路等へ流入すると少量でも越冬し、大きな河川に流れ込んで繁殖します。

河川環境を守るため、観賞用の水草などは適切に処分を行いましょう。



基本方針1-3：農畜産業

- ・環境問題に配慮した農畜産業の推進



■環境保全型農業の推進

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○土づくりや化学肥料・農薬の適切な使用により、環境負荷を可能な限り低減した農法を推進します。 ○耕作・畜産連携のもと、土壌診断に基づく適正施肥と完熟施肥を利用した土づくりによる環境にやさしい農業を推進します。 ○生産性の高い農業と消費者の求める「安心・安全な農産物」を提供できる環境保全型農業を推進し、ブランド確立をめざします。 ○堆肥センターの利用を促進し、堆肥センターを核として良質堆肥の流通の促進を図ります。 ○家畜排せつ物処理法の遵守を畜産業者経営者に徹底し、環境に配慮した畜産のまちづくりをめざします。 ○堆肥の野積み等による環境の悪化を防止するとともに、優良な堆肥の生産による環境保全型農業を推進します。また、地下水、河川への汚水の流入を防ぎます。 ○家畜排せつ物の適切な堆肥化のために、堆肥センターの利用と堆肥舎等の整備を推進します。 ○農地への堆肥散布においては悪臭等の問題を解消するために、堆肥散布後早期の耕うんや、堆肥の適正な管理を行なわれるよう啓発します。 ○家畜排せつ物処理法の規制の対象とならない農家に対しても、地下水、河川への汚水の流入を防ぐために、経営者に対して適切な処理について啓発します。 	農政課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地元農産物及び環境にやさしい農業への理解を深め、生産物の購入などを通して農業を応援します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○農薬や化学肥料使用量の削減を目指し、環境負荷が少なく、安心・安全な農業を推進します。 ○農業用の廃プラスチックを適正に処理することにより、地球環境を保全します。 	

●伊佐堆肥センター

良質堆肥製造のため地元のJAが管理していた2か所の堆肥センターを平成20年に統合して、新たに伊佐堆肥センターを整備しました。堆肥センターの管理運営は公益社団法人伊佐農業公社が実施しており、家畜糞は畜産農家が直接搬入（計量は自動化）し、堆肥処理料は畜種毎に設定しています。発酵処理により堆肥化を行うもので、1日あたりの処理能力は40.6tとなっています。

令和4年度の総搬入量は5,423t、堆肥製品販売量は2,943tでした。

■農地の保全

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業団体による協働活動を通じ、地域の農地、農業用水等の資源や農地環境の良好な保全と質的向上を図ります。 ○農地の利用集積を目的に、遊休農地や耕作放棄地等の荒廃解消も兼ねて、農地流動化推進事業を進めます。 ○農業生産活動を通じ、中山間地域における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から当該活動を行う農業者に対し交付金を支給します。 ○農地を適正に管理しながら有効利用を推進し、景観保全に努めます。 ○天地返し（表層の土と下層の土を入れ替える作業）による土壌環境の保全を推進します。 ○地域による清掃作業の実施など、農業・農村が有する多面的機能を維持する活動を推進し、良好な景観の形成に努めます。 ○遊休農地や耕作放棄地等の荒廃解消の1つとして、景観作物の栽培を推進します。 	農政課
	<ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地調査により、事業導入が可能な農地については有効利用のための協議を進めます。 ○農地パトロールを実施しながら、農業委員会だより等を活用して無断転用の防止に努めます。 	農業委員会
市民	○農地の役割・大切さについて認識を深めます。	
事業者	○耕作放棄地などの拡大防止と有効利用に努めます。	

【取組に関連する指標】

環境目標	環境指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	担当課	備考
(自然環境) 豊かな自然を 次世代へ	林業就業人口(人)	116	121	林務課	(総合振興計画値)
	認定林業事業体	5	5		
	観光客数(人)	659,940	805,000	地域振興課	(総合振興計画値)
	宿泊客数(人) (キャンプ場含む)	21,170	34,000		(総合振興計画値)
	堆肥センター への持込量(t)	5,423	5,423	農政課	
	耕作地面積(ha)	4,552	4,258		
	遊休農地面積(ha)	151.7	126.0	農業委員会	

環境目標2（生活環境）住みたい環境づくり

基本方針2-1：水環境

- ・生活排水処理やし尿処理を充実し豊かできれいな水環境を守る
- ・子どもたちが川で遊べる空間を守る



■水質保全・水源の確保

主体	取組内容	
行政	<p>○市内を流れている河川の水質検査を実施し、河川の現況確認と浄化に向けての対策を実施します。</p> <p>○市民により維持・管理されている小規模水道施設の環境衛生を維持しながら、更なる向上を目的とした維持・管理活動を推進し、その一環として小規模水道の水質検査を実施し支援します。</p> <p>○市内事業所排水の水質検査を行い、事業者に対して適正な指導と連携を図りながら河川の浄化を図ります。</p>	環境政策課
	<p>○安心・安全な水を安定的に供給するために、上水道関連施設の維持・管理を適正に図るとともに、必要に応じた整備の対策を図ります。</p> <p>○水道施設稼働の効率的な運用と安心・安全で安定的な上水の供給を図ります。</p>	水道課
市民	○水質汚濁の調査、情報提供に協力します。	
事業者	○事業活動に伴う排水は、適正に管理・処理し、環境負荷の低減に努めます。	

■生活排水対策

主体	取組内容	
行政	○公共下水道（農業集落排水施設）が整備されている地域（菱刈中央地区・菱刈北部地区・大口平出水地区）では、汲みとり式・単独浄化槽からの転換を推進し、下水道施設の更なる利用を促進します。	建設課
	○公共下水道が整備されていない地域では、一般住宅、事業所共に合併浄化槽の設置を進め、生活排水と事業排水の浄化を促進します。	環境政策課
市民	○水きりネット使用や、調理くず・食べ残し・廃油は流さないなどの、生活排水処理対策を実践します。	
事業者	○事業活動に伴う排水は、適正に管理・処理し、環境負荷の低減に努めます。	

■子どもたちが遊べる水環境の創造

主体	取組内容	
行政	○子どもたちが安全に遊べる水辺の環境を守ります。	環境政策課
	○カヌーの練習や試合ができる水辺の維持を図り、整備についても推進します。	文化スポーツ
	○災害復旧等の河川改修工事では環境保全型ブロック等を使用し、環境に配慮した施工を推進します。	建設課
市民	○地域などの河川美化活動に積極的に参加します。	
事業者	○地域などの河川美化活動に積極的に参加します。	

●大鶴湖水環境改善キャンペーン (in 針持小学校)



基本方針2-2：まち並み

- ・豊かなみどりを保全しながら更に充実させる
- ・不法投棄を防止し、まちの美化を推進



■不法投棄の防止

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○市内一斉美化活動を通じて環境モラル向上を図ります。 ○不法投棄監視業務受託者等と連携してパトロールを強化します。 ○不法投棄が多く見られる国・県道では、道路管理者と連携して適切に対処するとともに、市道や林道では啓発用看板の設置や清掃を行い不法投棄がしにくくなるような環境維持に努めます。 	環境政策課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化や美化活動に積極的に参加します。 ○たばこや空き缶などのポイ捨てをしません。 	
事業者	○研修や美化活動を通して、事業者内の美化意識の啓発に努めます。	

■道路の景観保全

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民による道の清掃活動に対し支援をします。 ○市内一斉美化活動を実施します。 ○行政職員による早朝清掃活動を定期的実施します。 ○犬の適正な飼育方法を啓発し、住民生活の環境保全に努めます。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○市道の樹木等については、計画的に伐採・剪定作業を実施します。 ○道路の維持修繕は適正に行います。 	建設課
市民	○緑化や美化活動に積極的に参加します。	
事業者	○沿道の除草など身近な道路環境の向上に協力します。	



ボランティアによるごみ拾い活動



不法投棄（冷蔵庫）

■まち並みの保全

主体	取組内容	
行政	○伊佐市景観条例の制定を検討します。 ○所有地及び管理地は、所有者及び管理者が適正な管理を行うよう啓発に努めます。	環境政策課
	○空き家対策は相談窓口を設置し、老朽化した危険家屋については解体補助金を交付し、所有者又は管理者に適正管理の啓発に努めるとともに、「空き家・空き店舗バンク」を活かし、空き家の減少と定住の促進を図ります。	地域振興課 環境政策課 総務課
	○道路・公園・排水溝等、インフラの維持管理を徹底し、必要箇所については整備しながら居住環境を守ります。	建設課
市民	○景観形成に関心を持ち、良好なまち並みづくりに協力します。	
事業者	○生垣緑化や沿道の花壇づくりに協力します。 ○地域の特性に配慮した景観づくりに協力します。	

●さくらの植栽

伊佐市の桜の名所は、奥十曾の「樹齢600年を超える日本一のエドヒガン桜」や「忠元公園の千本桜」が有名ですが、令和5年3月に開催された第5回大口城桜植樹祭では、市内外から参加した30人が100本の桜木を植樹しました。

これは、「大口城を愛する会」のみなさんがボランティアで大口城跡を整備している一環で、第5回までに732本の桜木が植樹されました。目標としている1,000本の植栽が達成される頃には、大口小学校裏の大口城跡地が新たな名所になると思われます。

■公園の管理

主体	取組内容	
行政	○公園の適正な維持管理に努め、安全基準を満たさない遊具は改修・撤去し、市民が憩いの場として活用できるように、適正な管理を継続します。 ○公園に設置してある公衆トイレの清掃等について、適正に管理を行いながら公園の除草作業等も定期的にも実施し明るく遊びやすい公園の管理に努めます。	地域振興課
市民	○公園の美化や緑化活動に積極的に参加します。	
事業者	○「みどりの募金」への協力等、緑化推進活動の理解を深めます。	

基本方針2-3：大気環境・騒音・振動・悪臭

- ・空気のきれいなまちを守り続けながら、
環境汚染のないまちを創造しよう



■ごみ焼却の禁止

主体	取組内容	
行政	○家庭でのごみの焼却が法律で禁止されていることを周知します。 ○不法焼却については、関係機関と連携をとりながら指導します。	環境政策課
市民	○日常生活における不適正な野外焼却を行いません。	
事業者	○事業者から排出される廃棄物は適切に処理します。	

■排気・悪臭・騒音・振動対策

主体	取組内容	
行政	○事業所から発生する排気・悪臭の防止や改善のために、関係課及び関係機関と連携を図りながら指導します。 ○自動車の排出ガス対策として、エコドライブ等の省エネルギー運転を広く周知するとともに、公用車の利用においてもエコドライブを徹底するよう連携を図ります。 ○苦情が発生した際には現地調査を実施するとともに、関係機関と連携を図り苦情発生の原因となった個人・事業者等に対して指導をします。 ○ペットによる騒音は、関係機関と連携をとりながら飼い方等について指導します。	環境政策課
市民	○浄化槽の適正管理、ごみ出しルールへの厳守、ペットの適正な飼養など、日常生活における悪臭発生の抑制に努めます。 ○アイドリングストップ、エコドライブなど省エネルギー運転に努めます。	
事業者	○悪臭物質の排出に関する規制基準を遵守します。 ○低公害車の使用・導入を推進します。 ○アイドリングストップ、エコドライブなど省エネルギー運転に努めます。	

■光化学オキシダント対策

主体	取組内容	
行政	○鹿児島県光化学オキシダント緊急時対策措置要綱に基づいて適切に対応します。	環境政策課
市民	○光化学オキシダントやPM2.5注意報などの発令時には、不要不急の外出を避け健康保持に努めます。	
事業者	○大気汚染の調査に協力します。	

●光化学オキシダント

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体のこと。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や植物の葉の組織破壊など広範囲に渡る。

【取組に関連する指標】

環境目標	環境指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	担当課	備考
(生活環境) 住みたい環境 づくり	危険家屋の解体 ・撤去助成件数	26	30	総務課	(総合振興計画値)
	空家バンクの成約件数 (平成29年からの 累計件数)	64	150	地域振興課	(総合振興計画値)
	清掃・美化活動を実施した自治会の割合	61.65%	61.65%	環境政策課	(総合振興計画値)
	汚水処理人口普及率	65.81%	75.89%		(総合振興計画値)
	不法投棄パトロール による ごみ回収量	160 kg	128 kg		
	不法投棄に関する 苦情・相談件数	13	10		
	ごみ焼却に関する 苦情・相談件数	7	5		

環境目標3（資源環境・地球環境）資源循環、地球温暖化対策

基本方針3-1：資源循環

- ・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化を推進する
- ・省資源、リサイクルを推進する



■分別収集の徹底、ごみ減量化の推進

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全に努めます。 ○ごみの分別の徹底により資源ごみとして収集・運搬することで、ごみの減量化と再資源化を推進します。 ○買い物の際はマイバックを持参して、過剰包装を断るよう推進します。 ○市が発行している「ごみの分け方・出し方」や「ごみ収集日程表」の活用により、ごみの分け方や出し方等ごみに対する正しい認識について啓発します。 ○「残さず食べよう 伊佐市 30・10運動」の継続した実施により、食品ロスを減らし、生ごみの減量化を推進します。 ○広報紙等を活用し、市民、事業者にごみの減量化や分別の徹底について啓発します。 ○小中学校PTAや自治会、子ども会、スポーツ少年団等による資源ごみの回収活動を支援し推進することで、ごみの減量化と再資源化を推進します。 	環境政策課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○エコクッキングやマイバッグの利用により、ごみの減量に取り組みます。 ○家庭ごみの分け方・出し方のルールを守ります。 ○缶・びん・ペットボトル等の資源ごみ分別収集に協力します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業に必要な原材料等は、再生資源等、環境に配慮した製品を使用します。 ○産業廃棄物は処理業者に依頼して、適切に処理します。 ○缶・びん・ペットボトル等のリサイクルが可能なものの再資源化に努めます。 	

■バイオマスの活用

主体	取組内容	
行政	○伊佐堆肥センターを中心とした完熟堆肥の利用を継続して推進します。	農政課
	○木材チップを利用したバイオマス資源の利用を継続して推進します。	林務課
市民	—	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○家畜排泄物は適正に管理・処分し、堆肥利用に協力します。 ○バイオマス活用できる資源については、資源利用に努めます。 	

●バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、エネルギーや物質に再生可能な動植物から生まれた有機性の資源 (石油や石炭などの化石資源は除かれます) のことで、具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、家畜排泄物、木材くず、食品廃棄物などを指します。

■循環型社会の構築

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの減量化と循環型社会形成に向けての各種事業を推進します。 ○使用する消耗品や文具、事務機器類等の購入については、エコマーク・グリーンマーク商品の購入に努めます。 ○循環型社会構築のために3R運動を推進します。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食に地元食材を活用し、生徒児童に地元の農産物に対する認識を深めてもらいながら、地産地消を推進します。 	学校給食センター
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○エコマークなどを参考に環境に配慮した製品やサービスを選びます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○3R推進のための環境教育・環境学習・普及活動に積極的に取り組みます。 	

●エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体で環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。消費者が暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としています。

●グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として制定したマーク。古紙を原則として40%以上原料に利用した製品(トイレットペーパー・ちり紙は100%、コピー用紙・新聞用紙は50%以上)に表示できる。



基本方針3-2：地球温暖化

- ・身近にできる地球温暖化対策の推進



■地球温暖化対策の推進

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙等で地球温暖化に関する情報を随時提供しながら、環境学習を推進します。 ○エコドライブを推進します。 ○近距離での移動についてはウォーキングや自転車等を利用するよう啓発します。 ○再生可能エネルギーについて市民の理解を深め、家電製品の買い替え時には省エネタイプの購入を、照明の交換時にはLED照明に変更するなど、環境にやさしい商品の購入を啓発します。 ○運送に要する燃料等の削減に繋げるため、地元食材を使った地産地消を推進します。 ○ゼロカーボンシティ宣言内容の実現に向け、伊佐市が業務上で排出する温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年までに平成27（2015）年比で伊佐市地球温暖化対策実行計画の目標値である46%まで削減することを目指します。 ○各地で開催される環境イベントの積極的に参加するようにします。 ○省エネルギーに対応した商品の購入を推進します。 ○クールビズ、ウォームビズ（夏は冷房の設定温度28℃以上、冬は暖房設定温度19℃以下）の実施を推進します。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採した後の森林における植林の推進や、除間伐等森林整備の推進による対策を関係機関と連携を図りながら推進します。 ○市有林等の森林整備を行い健全な森林を育成しながら、その他の民有林についても豊かな森林整備が実施されるよう啓発します。 	林務課
	○公共施設の改修や更新を行う際は、省エネルギー設備等の導入に努めます。	財政課
	○公用車に低燃費自動車（ハイブリット車、電気自動車）の導入を推進します。	会計課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○節電やごみの削減といった日常生活の無駄を省くなど、省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの転換に努めます。 ○近距離での移動についてはウォーキングや自転車等を利用したり、自動車を利用する際はエコドライブに努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境マネジメントシステムなどを積極的に導入し、省資源・省エネルギー型の事業活動に努めます。 ○ノーマイカーデーの設定など、通勤時の自動車利用縮小に努めます。 	

●環境マネジメントシステム

事業者などが環境方針などを自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制と手続きで、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものが代表的。

●ゼロカーボンシティ宣言

日本における温室効果ガス排出量の内訳では、二酸化炭素の比率が極めて高く、約90%を占めています。ゼロカーボンシティとは、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体のことです。

伊佐市においても、令和5年2月21日に「伊佐市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

●電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定

伊佐市と日産自動車株式会社、鹿児島日産自動車株式会社の3社で令和5年6月30日に連携協定を締結しました。

走行時の排出ガスゼロによる脱炭素社会の実現や、災害時に蓄電池としての利活用が期待されるEV（電気自動車）の飛球促進を図り、自然環境の保全、クリーンで住みやすい持続可能な街づくりを目指します。



【取組に関連する指標】

環境目標	環境指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	担当課	備考
(資源環境・地球環境) 資源循環、地球温暖化対策	1日1人当たりごみ排出量	695 g	685 g	環境政策課	(総合振興計画値)
	資源ごみの回収量	336 t	312 t		(総合振興計画値)
	温室効果ガス総排出量 (co2換算値)	(R2年度) 2,656 t	(R12年度) 1,960 t		(伊佐市地球温暖化対策実行計画値)
	温室効果ガス削減目標 (達成度)	(R2年度) 26.9%	(R12年度) 46%		(伊佐市地球温暖化対策実行計画値)
	広報紙における環境情報の発信回数	7	12		
	ハイブリット車、電気自動車の導入台数	2	4	会計課	

環境目標4（意識の向上・活動への参加）環境意識体験と学習

基本方針4-1：環境教育

- 子どもたちの学習・体験を強化しながら、環境意識を育む活動を推進しよう



■環境保全意識の確立

主体	取組内容	
行政	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等を活用して伊佐市環境基本計画を周知します。 ○環境に関する情報を広報誌等で随時掲載し周知します。 ○市内一斉美化活動を継続していきながら環境保全意識の確立を図ります。 ○伊佐湧水環境管理組合「未来館」等での研修会、見学会等を実施し、ごみに対する正しい知識を伝えていきます。 ○環境問題や自然保護を目的に活動しているNPO法人等と連携を図り、環境問題や自然保護活動への取組みを実施します。 ○環境出前講座を実施し、環境教育の啓発を図ります。
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育計画のもと、各学校で環境保全意識の確立を推進します。 ○ふるさと学寮、環境美化活動を通して各学校の活性化を図ります。 ○学校における理科の授業や総合的な学習の時間を活用し、校区内河川の観察会を実施します。
	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域（PTA、子ども会、スポーツ少年団、自治会等）と連携して、環境教育や環境学習を行います。 ○水生生物調査を推進します。
	学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ○「地産地消」を基本とした健康で豊かな食生活の普及・定着を図ります。
市民	○環境学習へ積極的に参加します。	
事業者	○市民や行政と協力し、環境体験学習や自然学習の機会の創出に協力します。	

●わくわくエコ体験教室（環境出前講座）



●流域治水

流域治水とは流域全体で行う総合的な水災害対策のことです。全国的に浸水災害が多発しており、被害を少なくするための対策や、早期復旧・復興のための対策として各地で取り組みが進められています。

伊佐市でも過去に多くの浸水被害がでています。地域の住民が流域のことに関心を持ち学ぶことで、災害発生時の対応や緊急時の避難、ひいては災害の少ない街づくりへと繋がっていきます。



基本方針4-2：参加について

- ・地域で開催される環境活動やイベントへの積極的参加



■環境保全・美化活動の推進と活性化

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会の一斉清掃は、現在は市の呼びかけにより各自治会で自主的に実施されており今後も継続した取組みを推進します。 ○住みやすい環境の輪を広げるため、学校、事業所、商工会、行政等一体となった「ゴミの運動」等の活動を支援しながら推進します。 ○伊佐市一斉美化活動への青少年の参加を呼びかけ青少年の育成を図ります。 ○広報誌等を活用して行政や市民の環境保全・美化活動の情報を提供するとともに、ホームページを活用して市内外への情報発信を行います。 ○環境問題等をテーマに活動しているNPO法人等団体に対して活動を支援しながらネットワーク化を図ります。 ○小中学校のPTA、自治会、子ども会、スポーツ少年団等による、資源ごみ回収活動や、各自治会で実施されている粗大ごみ回収活動を支援します。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域振興のため自治会への補助金を交付し、自治会の健全育成と円滑な運営を支援します。 ○各校区の「地域コミュニティ協議会」による連帯感のある地域活動の促進を図ります。 	地域振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育活動をより推進するために、公共の利益増進と自治会の振興を図ります。 	社会教育課
市民	○地域の環境保全活動、美化活動、ボランティア活動等に積極的に参加します。	
事業者	○地域の環境保全活動、美化活動、ボランティア活動等に積極的に協力します。	

【取組に関連する指標】

環境目標	環境指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	担当課	備考
(意識の向上・活動への参加) 環境意識体験と学習	環境に関するイベント等の実施回数	1	3	環境政策課	(令和4年度より「ふるさと祭り」で環境ブースを設置)
	未来館・きらり館の見学者人数	284	284		
	ふるさと美化活動における参加延べ人数	8,207	8,207		

